

(様式①)

事業計画書目次

[健康福祉局]

7款 6項 2目

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和7年度		令和6年度		増△減(7-6)		新規・拡充
		事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	
1	総合保健医療センター運営事業	975,633	972,097	893,391	889,845	82,242	82,252	
2	スポーツ医科学センター運営事業	659,180	658,812	801,959	801,591	△ 142,779	△ 142,779	
3	健康診査事業	1,184,412	141,970	1,058,241	53,093	126,171	88,877	○
4	C型肝炎等対策事業	139,245	48,607	135,300	47,225	3,945	1,382	
5	療養援護対策事業	54,536	54,387	53,010	52,850	1,526	1,537	
6	骨髄移植等普及推進事業	5,214	3,114	5,213	3,113	1	1	
7	地域保健推進事業	5,467	5,467	9,212	9,194	△ 3,745	△ 3,727	
8	公害健康被害補償・環境保健事業	481,490	7,002	506,498	4,571	△ 25,008	2,431	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
	計	3,505,177	1,891,456	3,462,824	1,861,482	42,353	29,974	

令和7年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	健康推進課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1					
歳出予算科目	一般会計	7	款	6	項	2	目	政策番号	15	施策番号	6
事業名称	総合保健医療センター運営事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	975,633	1,414	0	2,122	0	972,097
令和6年度	893,391	1,403	0	2,143	0	889,845
増▲減	82,242	11	0	▲21	0	82,252

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	802,281	845,823	917,428	917,428	917,579
	市債＋一般財源	799,877	843,331	913,892	913,892	914,043
決算	事業費	825,190	872,847			
	市債＋一般財源	822,764	869,394			

事業概要 (アクティビティ)	要援護高齢者及び精神障害者等が地域社会で在宅生活を医療及び福祉の向上から専門的・総合的に支援することを目的とする横浜市総合保健医療センターの管理運営業務を指定管理者制度により行います。						
-------------------	--	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
施設利用者数	単位	目標	72,820	74,122	73,905	70,000	70,000	70,000	70,000
	人	実績	64,455	64,786					
事業指標② (アウトカム)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
他施設で受け入れが難しい高齢精神障害者等の介護老人保健施設での受入れ人数	単位	目標	-	-	6	7	8	8	8
	人	実績	-	-					

事業目的	横浜市総合保健医療センターの運営を通じて、要介護高齢者、認知症の高齢者等の要援護高齢者及び精神障害者が住み慣れた地域社会で在宅生活を維持するための援助並びに、これらの人々を支えている地域医療等への支援を行い、市民の保健、医療及び福祉の向上並びに健康の保持及び増進に寄与することを目的としています。また、精神障害者支援、要介護高齢者支援、地域医療機関支援の3事業が相互に連携し適切なサービスをすることで、要援護者が住み慣れた地域で在宅生活を継続できるようになることが期待されます。
------	---

背景・課題	横浜市総合保健医療センターは、要援護高齢者や精神障害者の在宅での生活支援を目的に平成4年に設立されました。今後、社会環境や高齢者ニーズの変化に合わせた高齢者支援施設のサービスの提供が求められる中で、市民にとって将来にわたって必要な公共性のあるサービスを継続する必要があります。
-------	--

根拠法令・方針決裁等	横浜市総合保健医療センター条例、横浜市総合保健医療センター条例施行規則
------------	-------------------------------------

根拠・データ等	精神障害者保健福祉手帳所持者：令和3年(40,854人)、令和4年(43,767人)、令和5年(46,975人) 要支援・要介護認定者：令和3年(176,370人)、令和4年(180,400人)、令和5年(183,433人) ※各年3月末時点の人数を記載 認知症高齢者数：平成27年(約13.9万人)、令和2年(約16.8万人)、令和7年(約19.9万人) ※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」の認知症有病率が上昇する場合を使用した推計 ※平成27年度国勢調査を基準とした将来人口推計(横浜市)を基に算出
---------	--

事業スケジュール	令和3年度から第4期指定期間開始(令和7年度まで) 【参考】 《業務委託》 平成4年10月1日から平成18年6月30日まで 《指定管理者制度》 第1期：平成18年7月1日から平成23年3月31日まで 第2期：平成23年4月1日から平成28年3月31日まで 第3期：平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
事業開始年度	平成4年度

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	総合保健医療センター運営事業(施設運営費)	975,482	893,391	82,091
2	総合保健医療センター運営事業(選定評価委員会)	151	0	151	評価委員会を実施することに伴う増
細事業合計		975,633	893,391	82,242	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 石津 雄一郎	係長 有岡 侑希	増尾 茉美香
------------------------------------	--------------	-------------	--------

令和7年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	健康推進課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	2					
歳出予算科目	一般会計	7	款	6	項	2	目	政策番号	7	施策番号	1
事業名称	スポーツ医科学センター運営事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	659,180	0	0	368	90,000	568,812
令和6年度	801,959	0	0	368	253,000	548,591
増▲減	▲142,779	0	0	0	▲163,000	20,221

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	401,398	721,713	659,199	579,956	580,107
	市債+一般財源	401,153	721,386	658,831	579,588	579,739
決算	事業費	405,883	786,449			
	市債+一般財源	405,508	786,418			

事業概要 (アクティビティ)	スポーツ医科学に基づき、健康状態や体力に応じたスポーツプログラムを提供するとともに、スポーツを疾病の予防及び治療等に役立てることにより、市民の健康づくりの推進、スポーツの振興及び競技選手の競技力の向上を図るための市内唯一の施設である横浜市スポーツ医科学センターの管理運営を行います。						
-------------------	---	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
スポーツ外来・リハビリテーションの利用者数	単位	目標	86,110	86,220	86,330	86,440	86,550	86,660	86,770
	人	実績	81,019	81,172	/	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
利用者アンケートの満足度調査(非常に満足している、満足しているの回答率)	単位	目標	90	90	90	90	90	90	90
	%	実績	90.1	91.9	/	/	/	/	/

事業目的	<p>スポーツ医科学センターは、市内では唯一、かつ全国でも有数のスポーツ医科学の拠点です。超高齢社会に対応した「市民の健康づくりの推進」の観点と「競技選手の競技力向上」の面からも当施設の重要度は今後ますます高まっていくと考えます。</p> <p>次の事業を通じて、市民の健康寿命の延伸に寄与します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) スポーツプログラムサービスの提供 (2) 運動療法に係る検査、診断及び指導 (3) スポーツ医科学の知識を有するスポーツ指導者の養成 (4) スポーツ医科学に関する研究 (5) スポーツ医科学に関する情報の収集及び提供 (6) センターの施設の提供 (7) その他の前各号に準ずる事業
------	--

背景・課題	<p>開設から25年以上が経過し、施設や医療機器・測定機器等の老朽化が著しく進んでいます。今後も安全で正確な治療、測定と的確な運動指導を行い、市民、アスリートの信頼に依っていただくために、老朽化箇所の修繕工事、医療機器類の更新を行い、市民の健康を支える施設としての機能強化に取り組んでいきます。</p> <p>スポーツ版人間ドックの企業向けメニュー創設など企業の健康経営を支援するとともに参加者への健康保持・増進のためのフォロー事業(減量脂肪燃焼教室、筋力向上、姿勢改善教室等)の充実を図り、子どもから大人まで幅広い世代の運動支援・健康支援を実施し、健康横浜21で掲げる健康課題の改善につなげる取り組みをより効果的に推進していきます。</p>
-------	---

根拠法令・方針決裁等	横浜市スポーツ医科学センター条例、横浜市スポーツ医科学センター条例施行規則
------------	---------------------------------------

根拠・データ等	<p>健康寿命 男性70.93歳(平成22年度) 72.60歳(令和元年度) <全国>72.68歳(令和元年度) 国民生活基礎調査より 女性74.14歳(平成22年度) 75.01歳(令和元年度) <全国>75.38歳(令和元年度) 国民生活基礎調査より</p>
---------	--

事業スケジュール	<p>【業務委託】 平成10年4月1日から平成18年3月31日まで</p> <p>【指定管理者制度】 第1期 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで 第2期 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで 第3期 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで 第4期 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</p>
----------	---

事業開始年度	平成10年度
--------	--------

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
		1	スポーツ医科学センター運営事業(施設運営費)	659,029	801,959
2	スポーツ医科学センター運営事業(選定評価委員会)	151	0	151	評価委員会を実施することに伴う増

	細事業合計	659,180	801,959	▲142,779	
--	-------	---------	---------	----------	--

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長		
	石津 雄一郎	有岡 侑希		平戸 明志

令和7年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	健康推進課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1					
歳出予算科目	一般会計	7	款	6	項	2	目	政策番号	7	施策番号	5
事業名称	健康診査事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	1,184,412	17,304	0	1,025,138	0	141,970
令和6年度	1,058,241	15,302	0	989,846	0	53,093
増▲減	126,171	2,002	0	35,292	0	88,877

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	879,960	874,624
	市債＋一般財源	35,860	35,919
決算	事業費	824,996	945,893
	市債＋一般財源	33,118	31,341

令和8年度	令和9年度	令和10年度
1,289,683	1,406,364	1,533,528
155,730	171,363	176,850

事業概要 (アクティビティ)	<p>(1)横浜市健康診査事業 後期高齢者医療被保険者及び40歳以上の生活保護受給者等を対象に、血液検査・尿検査を中心とした健康診査を実施医療機関において無料で実施します。 なお、本事業は平成19年度まで40歳以上の市民を対象に実施していた基本健康診査を引き継いで実施するものです。</p> <p>(2)オーラルケア推進事業 満20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の市民を対象に、歯周病検診を実施医療機関で実施します。</p>								
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
横浜市健康診査受診者数	単位	目標	73000	73000	86500	97600	106700	116800	127800
	人	実績	71948	81564					
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
横浜市健康診査受診者数	単位	目標	73000	73000	86500	97600	106700	116800	127800
	人	実績	71948	81564					
事業目的	<p>(1)横浜市健康診査 心臓病や脳卒中などの循環器疾患を中心とした生活習慣病予防対策のひとつとして、これらの疾患で医療を要する者の早期発見と、診査結果に基づき、健康に関する正しい知識の普及を目的とします。</p> <p>(2)オーラルケア推進事業 歯周病と生活習慣病などの全身疾患との関連に着目し、歯周病検診を始めとした予防の啓発に取り組み、生涯を通じたオーラルケアの推進を図ります。</p>								
背景・課題	<p>(1)横浜市健康診査 健診を受けることは疾病の予防発見につながるのと同時に、自身の生活習慣を振り返るためにも大変重要ですが、他の自治体と比較して受診率が低い現状です。制度の周知等を行うためにナッジ理論を活用した個別勧奨等による広報の拡充を行うなど、受診率向上に向けた取組をより一層進めていく必要があります。 また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の実施にあたって、健診データ等を活用した地域の健康課題の分析と支援すべき対象者の把握が求められており、受診率が向上することで効率的に保健事業の実施をサポートすることが可能となります。</p> <p>(2)オーラルケア推進事業 歯周病検診についても、受診率が低い状況を踏まえ、歯周病の予防と早期発見を推進するための受診率向上に向けた取組をより一層邁進していく必要があります。 また、国の方針を踏まえて、令和7年度から対象年齢を拡大し、満20歳、30歳の市民も対象とします。</p>								
根拠法令・方針決裁等	高齢者の医療の確保に関する法律 健康増進法								
根拠・データ等	<p>(1)横浜市健康診査事業 高齢者の医療の確保に関する法律第125条に基づき、後期高齢者被保険者に対する健康診査の実施は広域連合の努力義務となっていますが、広域連合が直接被保険者に対して健康診査を実施することが困難なため、神奈川県後期高齢者医療広域連合から実費費用の補助を受ける形で、横浜市が実施します。 また、健康増進法に基づき、40歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付制度適用者に対し、健康診査を実施します。 令和5年度健康診査受診者数 (後期高齢者被保険者) 受診者数：78,471人(被保険者数：508,981人、受診率：15.4%) (生活保護受給者等) 受診者数：3,093人</p> <p>(2)オーラルケア推進事業 健康増進法で取り組むべき疾患として位置づけられた歯周病に関する正しい知識を広めるとともに、歯周病の予防と早期発見の推進のため、歯周病検診を実施します。 令和5年度歯周病検診受診者数：1,495人</p>								
事業スケジュール	<p>(1)横浜市健康診査事業 昭和39年度：事業開始 平成30年度：対象者要件の拡充</p> <p>(2)オーラルケア推進事業 平成15年度：事業開始 令和7年度：対象年齢(満20歳、30歳)の拡大</p>								
事業開始年度	昭和39年度								

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	オーラルケア推進事業	27,258	20,272	6,986	対象年齢拡大に伴う受診者数増による増
2	横浜市健康診査事業	1,157,154	1,037,969	119,185	受診者数増及び委託単価増に伴う増	

	細事業合計	1,184,412	1,058,241	126,171	
--	-------	-----------	-----------	---------	--

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	係長		
	石津 雄一郎	有岡 侑希		太田 真未

令和7年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	健康推進課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	4					
歳出予算科目	一般会計	7	款	6	項	2	目	政策番号	7	施策番号	99
事業名称	C型肝炎等対策事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	139,245	90,463	175	0	0	48,607
令和6年度	135,300	87,902	173	0	0	47,225
増▲減	3,945	2,561	2	0	0	1,382

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	176,269	162,108
	市債+一般財源	61,733	56,700
決算	事業費	144,252	145,507
	市債+一般財源	29,976	40,107

令和8年度	令和9年度	令和10年度
139,245	139,245	139,245
48,607	48,607	48,607

事業概要 (アクティビティ)	肝炎検査を無料で実施し、横浜市肝炎ウイルス検査で陽性になった対象者に対し、医療機関での受診状況や診療状況を確認します。また、肝臓専門医が勤務する市内の病院に委託し、主に感染者及び家族を対象に医療講演会・相談会を実施します。						
-------------------	---	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
肝炎ウイルス検査受診者数	単位	目標	26000	24000	20000	20000	20000	20000	20000
	人	実績	17070	16188					
事業指標② (アウトカム)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
肝炎ウイルス検査受診者数	単位	目標	26000	24000	20000	20000	20000	20000	20000
	人	実績	17070	16188					

事業目的	<p>(1)普及・啓発(肝炎講演会・相談会) C型肝炎等のウイルス性肝炎の日常管理や最新治療に関する知識を普及することにより、患者・感染者の適正な療養を資します。</p> <p>(2)肝炎ウイルス検査事業 肝炎検査の無料実施により、肝炎ウイルス感染者の早期発見に寄与し、早期治療に結びつけます。</p> <p>(3)肝炎治療医療費助成事業 神奈川県肝炎治療医療費助成事業事務委託に伴う事務を行い、18区福祉保健センターにて申請書等の提出ができることにより、申請者の利便性の向上につなげます。</p> <p>(4)陽性者フォローアップ事業 肝炎ウイルス検査陽性者が早期に専門医療機関を受診し、適切な治療を開始できるよう必要なフォローアップ事業を行うことで、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ります。</p>
------	---

背景・課題	肝炎ウイルスのキャリアはB型が少なくとも約110万人、C型は約90万人いると推定されています。B型及びC型肝炎ウイルス性肝炎は、将来肝硬変や肝がんといった重篤な病態に進行する可能性があるため、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受診する必要があると考えられます。そのため、肝炎ウイルス陽性者を早期に見出すとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図っていく必要があります。
-------	---

根拠法令・方針決裁等	<ul style="list-style-type: none"> 肝炎対策基本法 特定感染症検査等事業実施要綱(国要綱) 肝炎患者等支援対策事業実施要綱(国要綱) ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要綱(国要綱) 神奈川県肝炎治療医療給付実施要綱
------------	---

根拠・データ等	<p>【肝炎ウイルス検査受診者数】</p> <p>B型肝炎 受診者：平成30年度25,148人、令和元年度23,500人、令和2年度19,420人、令和3年度19,128人 令和4年度17,004人、令和5年度16,167人 陽性者：平成30年度200人、令和元年度173人、令和2年度166人、令和3年度181人、令和4年度173人、令和5年度163人</p> <p>C型肝炎 受診者：平成30年度25,502人、令和元年度23,650人、令和2年度19,520人、令和3年度19,166人 令和4年度16,966人、令和5年度16,108人 陽性者：平成30年度99人、令和元年度75人、令和2年度67人、令和3年度40人、令和4年度57人、令和5年度44人</p> <p>※B型検査、C型検査を両方受ける場合もあるため、事業指標に記載の実績とは異なります。</p> <p>【肝炎陽性者フォローアップ送付者数】 平成30年度291人、令和元年度250人、令和2年度253人、令和3年度155人、令和4年度177人、令和5年度196人</p>
---------	--

事業スケジュール	<p>平成14年度：肝炎講演会・相談会事業開始</p> <p>平成19年度：肝炎ウイルス検査事業開始</p> <p>平成20年度：肝炎治療医療費助成事業開始</p> <p>平成27年度：陽性者フォローアップ事業開始</p>
事業開始年度	平成14年度

(単位：千円)

細事業名称	7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
-------	-----	-----	--------	------

細事業(事業内訳)	1	陽性者フォローアップ事業	120	102	18	郵便料金改定に伴う増
	2	肝炎治療医療費助成事業	18	18	0	
	3	肝炎ウイルス検査事業	139,007	135,080	3,927	診療報酬改定に伴う増
	4	普及・啓発(肝炎講演会・相談会)	100	100	0	
	細事業合計		139,245	135,300	3,945	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	石津 雄一郎	有岡 侑希	太田 真未

令和7年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	健康推進課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	3					
歳出予算科目	一般会計	7	款	6	項	2	目	政策番号	7	施策番号	99
事業名称	療養援護対策事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	54,536	0	106	43	0	54,387
令和6年度	53,010	0	142	18	0	52,850
増▲減	1,526	0	▲36	25	0	1,537

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	50,594	58,172	53,518	53,518	53,518
	市債+一般財源	50,401	58,011	53,375	53,375	53,375
決算	事業費	42,918	51,592			
	市債+一般財源	42,800	51,468			

事業概要 (アクティビティ)	市内に在住する原子爆弾被爆者及び被爆者の子に対し、援護費、療養費及び医療費の助成を行います。								
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
援護費支給対象者	単位	目標	890	880	850	760	750	740	730
	人	実績	806	763					
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
	単位	目標							
	実績								
事業目的	市内に在住する原子爆弾被爆者及び被爆者の子に対し、援護費、療養費及び医療費の助成を行うことにより、対象者の健康不安の緩和、健康保持、向上を図ります。								
背景・課題	原子爆弾により被害を受けた被爆者及び被爆者の子が、現在も疾病等で苦しんでいる状況に対して、本市として援護費や医療費等を助成するなど、支援の必要があります。								
根拠法令・方針決裁等	横浜市原子爆弾被爆者援護費支給要綱、横浜市原子爆弾被爆者に対するはり・きゅう・マッサージ療養費助成要綱、横浜市原子爆弾被爆者の子に対する医療費助成要綱								
根拠・データ等	神奈川県内（横浜市、川崎市、相模原市、3市以外）での実施状況 (1)被爆者に対するはり・きゅう・マッサージ療養費助成 横浜市（月額3,000円を限度）、川崎市（月額3,000円を限度）、相模原市（月額5,000円を限度）、3市以外（月額3,000円を限度）で実施 (2)被爆者の子に対する医療費助成 県内全市で実施								
事業スケジュール	(1)被爆者援護費支給 平成16年度：事業開始 (2)被爆者に対するはり・きゅう・マッサージ療養費助成 昭和57年度：事業開始 (3)被爆者の子に対する医療費助成 昭和52年度：事業開始								
事業開始年度	昭和53年度								

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	原子爆弾被爆者援護費支給	7,720	8,643	▲923	受給者見込み人数の見直しによる減
2	原子爆弾被爆者はり・きゅう・マッサージ療養費助成	1,394	1,444	▲50	通信運搬費の減	
3	原子爆弾被爆者の子医療費助成	45,422	42,923	2,499	実績による助成費の増	
細事業合計		54,536	53,010	1,526		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	石津 雄一郎	有岡 侑希	増尾 菜美香

令和7年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	健康推進課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6					
歳出予算科目	一般会計	7	款	6	項	2	目	政策番号	7	施策番号	99
事業名称	骨髄移植等普及推進事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	5,214	0	2,100	0	0	3,114
令和6年度	5,213	0	2,100	0	0	3,113
増▲減	1	0	0	0	0	1

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	7,347	7,528	5,214	5,214	5,214
	市債+一般財源	3,987	4,168	3,114	3,114	3,114
決算	事業費	4,018	4,955			
	市債+一般財源	2,548	3,275			

事業概要 (アクティビティ)	骨髄バンクドナー登録の推進、骨髄提供者への助成、臓器提供・移植の普及啓発、並びに献血の推進事業を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
骨髄ドナー登録会回数	単位	目標	10	12	12	12	12	12
	回	実績	10	13				
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
骨髄ドナー登録者数	単位	目標	70	80	80	80	80	80
	人	実績	52	92				
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> 白血病等の血液疾患に対する有効な治療法として、骨髄移植や末梢血幹細胞移植があります。年間ですらなくとも2,000名の患者が提供を待っていますが、移植のためには白血球の型が一致しなくてはならず、しかも非血縁者の間では一致する確率が数百から数万分の一であり、提供者の数は伸び悩んでいます。このためドナー登録に関する啓発活動や骨髄提供者への助成金の交付を行い、市民に骨髄移植に関する知識や情報の普及啓発を図ります。 かながわ健康財団アイバンク・臓器移植推進本部の事業を後援し、補助金を交付することにより、市民の臓器移植に関する関心を高め、知識や情報の普及啓発を図ります。 血液は人工的に作り出すことも、長期間の保存もできません。多くの疾病治療に必要な血液を確保するためには、献血が唯一の手段です。そのための知識や情報を提供して献血の普及啓発を図るとともに、市庁舎において献血を開催し、血液の確保を図ります。 							
背景・課題	骨髄・末梢血幹細胞を提供できる年齢は20歳以上55歳以下であり、骨髄提供者数が伸び悩む中で若年層への働きかけが重要です。							
根拠法令・方針決裁等	<ul style="list-style-type: none"> 骨髄バンク事業の推進について（平成3年12月18日健医発第1462号厚生省保健医療局長通知） 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号） 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号） 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号） 							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 骨髄ドナー新規登録者数【実績推移】 【全国】 令和2年度：27,218人 令和3年度：32,371人 令和4年度：34,507人 令和5年度：37,112人 【神奈川県】 令和2年度：1,914人 令和3年度：2,635人 令和4年度：2,655人 令和5年度：2,972人 献血者数【全血献血実績推移】 【神奈川県】 令和2年度：209,944人 令和3年度：212,410人 令和4年度：214,382人 令和5年度：218,333人 							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 昭和44年度：事業開始 令和元年度：骨髄移植ドナー助成金交付事業開始 							
事業開始年度	昭和44年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	骨髄移植等普及推進事業	5,094	5,093	1
2	献血推進事業	120	120	0	

	細事業合計	5,214	5,213	1	
--	-------	-------	-------	---	--

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	石津 雄一郎	有岡 侑希	土田 昌幸

令和7年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	健康推進課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	5					
歳出予算科目	一般会計	7	款	6	項	2	目	政策番号	7	施策番号	99
事業名称	地域保健推進事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	5,467	0	0	0	0	5,467
令和6年度	9,212	0	0	18	0	9,194
増▲減	▲3,745	0	0	▲18	0	▲3,727

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	6,745	6,428
	市債＋一般財源	6,685	6,368
決算	事業費	5,012	3,766
	市債＋一般財源	5,012	3,766

令和8年度	令和9年度	令和10年度
5,467	5,467	5,467
5,467	5,467	5,467

事業概要 (アクティビティ)	市民の健康の保持増進や公衆衛生の向上を目的とした施策を推進します。また、課全体の事務的経費を計上します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	単位	目標						
		実績						
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	単位	目標						
		実績						
事業目的	近年の新たな健康問題や環境リスク等に対し、公衆衛生行政の向上を目的とし、様々な施策を推進します。 ・近年、気温が30℃以上となる日が増え、熱中症へのリスクが高まっていることを踏まえ、熱中症予防の普及・啓発に取り組みます。							
背景・課題	世界的な気候変動やヒートアイランド現象等の影響で、熱中症等の健康リスクが高まる傾向にある中、熱中症対策の更なる普及啓発が必要です。							
根拠法令・方針決裁等	健康増進法、気候変動適応法							
根拠・データ等	地域保健法第四条第一項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針 (H27. 3. 27 厚生労働省告示第185号) 横浜市における各年度の「日最高気温の月平均値 (℃)」 出典：気象庁ホームページ (https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/monthly_s3.php?prec_no=46&block_no=47670&year=&month=&day=&view=a2) 令和5年6月 (27.2℃)、7月 (32.9℃)、8月 (33.7℃) 令和4年6月 (27.1℃)、7月 (31.0℃)、8月 (31.5℃) 令和3年6月 (26.8℃)、7月 (30.1℃)、8月 (31.2℃)							
事業スケジュール	・昭和57年度：事業開始 ・平成24年度：熱中症予防啓発事業開始							
事業開始年度	昭和57年度							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引 (増減)	増減説明
	1	その他事務経費	2,455	6,172	▲3,717	健康診査事業への人件費移管による減
	2	熱中症予防啓発事業	3,012	3,040	▲28	実績に基づく減
細事業合計			5,467	9,212	▲3,745	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	岩松 美樹	和賀登 功大	江原 舞

令和7年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	健康推進課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	1					
歳出予算科目	一般会計	7	款	6	項	2	目	政策番号	7	施策番号	99
事業名称	公害健康被害補償・環境保健事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	481,490	31,392	0	443,096	0	7,002
令和6年度	506,498	23,980	0	477,947	0	4,571
増▲減	▲25,008	7,412	0	▲34,851	0	2,431

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	529,442	530,379
	市債＋一般財源	5,627	5,349
決算	事業費	459,306	446,551
	市債＋一般財源	2,499	3,016

令和8年度	令和9年度	令和10年度
512,027	512,027	512,027
3,219	3,219	6,219

事業概要 (アクティビティ)	公害健康被害者に対して各種給付事業や、療養指導などの公害保健福祉事業を実施します。市民に対して講演会などの環境保健事業や、環境省からの委託による環境保健サーベイランス調査等各種事務を行います。								
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
公害健康被害認定患者数	単位	目標	338	329	320	317	314	311	308
	人	実績	332	324	/	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
公害健康被害補償給付額	単位	目標	502,338	495,600	472,177	436,629	428,000	419,000	410,000
	千円	実績	430,871	416,405	/	/	/	/	/
事業目的	法定受託事務として、各扶助事業等の法による事業を行います。これにより、公害健康被害者及びその遺族に対する安定的な補償が期待されます。 市民に対して相談会や講座の開催、福祉保健センターに対しゼン息等に係る医療機器整備を行い、環境汚染による健康被害を予防し健康の確保を図ります。 環境省からの委託により、本市で対象地域となっている鶴見区について、所定の質問票による呼吸器症状等の健康調査を実施します。								
背景・課題	法定受託事務として、各扶助事業等の法による事業を行います。これにより、公害健康被害者及びその遺族に対する安定的な補償が期待されます。 市民が環境汚染の影響による健康被害について正しく理解し、対処法などの知識・技術を取得することで予防策を身に付け、身体を健康な状態に保つことに繋がります。 環境省からの委託により、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずることを目的としています。								
根拠法令・方針決裁等	公害健康被害の補償等に関する法律 横浜市公害健康被害者救済要綱 横浜市公害健康被害補償事業及び環境保健事業に伴う文書料等の請求に関する要綱 ・方針に関する決裁有(昭和46年)								
根拠・データ等	昭和46年 以来の本市の認定患者の総数は1,579人(市規則認定者を含む) 令和6年3月末時点の本市の認定患者の総数は324名(市規則認定者を含む)(市内：204名 市外：120名) 障害等級別患者数 特級・1級：0名 2級：14名 3級：275名 等級外等：35名								
事業スケジュール	昭和46年 横浜市独自「救済条例」にて公害健康被害に関する補償を開始 昭和49年 「横浜市公害健康被害者救済要綱」において市長の権限にて公害保健福祉事業の実施 昭和62年 公害健康被害の補償等に関する法律施行 昭和63年 健康相談事業、医療機器整備事業開始 平成8年 機能訓練事業開始 環境保健サーベイランス3歳児調査事業開始 平成16年 環境保健サーベイランス6歳児調査事業開始 平成18年 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、石綿健康被害者の救済給付業務を開始 それに伴い、各種申請、請求書類の進達、健康状態等相談業務も開始								
事業開始年度	昭和46年度								

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	(環境保健サーベイランス調査等に統合)	0	15	▲15
2	公害健康被害補償事業	471,776	498,197	▲26,421	公害扶助費支給見込件数の減等による扶助費の減
3	公害保健福祉事業	1,479	1,120	359	事業追加に伴う増
4	公害健康被害予防事業	5,393	4,978	415	区からの要望による備品購入費の増及び実績

細事業(事業内訳)					による報償費の増	
	5	環境保健サーベイランス調査等	2,842	2,188	654	6歳児調査の謝礼品購入による増
	細事業合計		481,490	506,498	▲25,008	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	石津 雄一郎	鈴木 英里	鈴木 恵奈